

24 酒類容器等の3R(スリーアール)の推進

近年、廃棄物の減量化、再資源化を通じて地球環境の保全を図ろうとする動きが世界的に高まりを見せており、我が国においても3Rの推進など環境保全に関する施策が強く求められています。

国税庁は、酒類業界の健全な発達を目的として、酒類業者が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）及び「食品循環資源の再生利用等に関する法律」（食品リサイクル法）等の環境関係法令に適切に対応するよう、消費者に対する啓発や酒類業者に対する指導啓発等を行っています。

酒類業界における酒類容器等の3Rに対する取組として、経済システム、消費構造の変化を踏まえるとともに、環境の世紀といわれる21世紀をにらんで、3R、需要振興及び物流合理化といった様々な観点からどのような容器が酒類業界の発展に寄与するものかを検討するため、平成10年9月に生販三層の関係者で構成する「酒類容器等に関する協議会」を発足し、平成11年4月には「酒類業界における当面のリサイクル推進のため採りうる方策」を取りまとめました。

なお、酒類業界における酒類容器等の3Rに対する取組は次のとおりです。

リターナブルびん利用促進への取組

- ◇ ビールびんや一升びんにおける高い回収率の確保
 - ・ 容器包装リサイクル法上、自主回収率がおおむね90%に達するものについて、平成9年7月より自主回収の認定を受けています。
- ◇ 清酒業界における500m l、300m lのリターナブル用規格統一ビン（Rびん）の開発・導入
 - ・ 日本酒造組合中央会が、平成4年に500m lびんを、平成14年に300m lびんを開発、導入しています。
 - ・ 平成20年4月から、一部地域で清酒製造業者、販売店等が協力して、リユースシステムを構築する取組が行われています。
- ◇ 清酒製造業者における720m lのRびんの採用
 - ・ 地方の複数のびん製造業者で作る団体が平成11年に720m lびんを開発し、一部清酒製造業者が採用しています。
- ◇ プラスチックコンテナ（P箱）の開発・導入
 - ・ 清酒製造業者と流通業界が協力し、昭和48年より一升びん輸送用のP箱を開発、導入しています。
- ◇ しょうちゅう業界における共通P箱の開発・導入
 - ・ 一部のしょうちゅう業者において平成4年にしょうちゅう用一升びん用の共通P箱を開発、導入しています。
- ◇ しょうちゅう製造業者による900m lびんリユースシステム構築事業への参画
 - ・ 一部地域のしょうちゅう製造業者がびん製造業者等とともに、900m lびんリユースシステムを構築する取組へ参画しています。

資源の回収、有効利用への取組

- ◇ 複数の小売酒販組合において空き缶、段ボール等の店頭回収、回収業者への引渡し等の活動
 - ・ 各地域の単位組合において、地域住民等と協力するなどして、空びんや段ボール等の回収活動を行っています。

◇ 酒パック回収活動

- ・ 一部小売店において紙パックリサイクルの市民団体（一部酒造業者参画）主催による酒パックの店頭回収活動へ参加・協力しています。
- ・ 酒類製造業者と酒パック製造業者が共同して、酒パックリサイクルシステムを構築する取組が行われています。

- ◇ リサイクル用材質表示マークについて、法律上1ヶ所以上の表示義務のところ酒類の缶には2ヶ所表示（資源有効利用促進法の表示義務。表示方法は業界ルールに委ねられています。）



おきびんリサイクルへ おきびんリサイクルへ

各製造業者にみられる様々な3Rの取組

◇ ガラスびんの軽量化（ビール製造業者）

- ・ 大手ビール製造業者が、ビールびん（大びん）を605gから475gへ軽量化しています。

◇ アルミ缶の軽量化（ビール製造業者）

- ・ 大手ビール製造業者が、アルミ缶を軽量化しています。

◇ ペットボトルの軽量化（しょうちゅう製造業者）

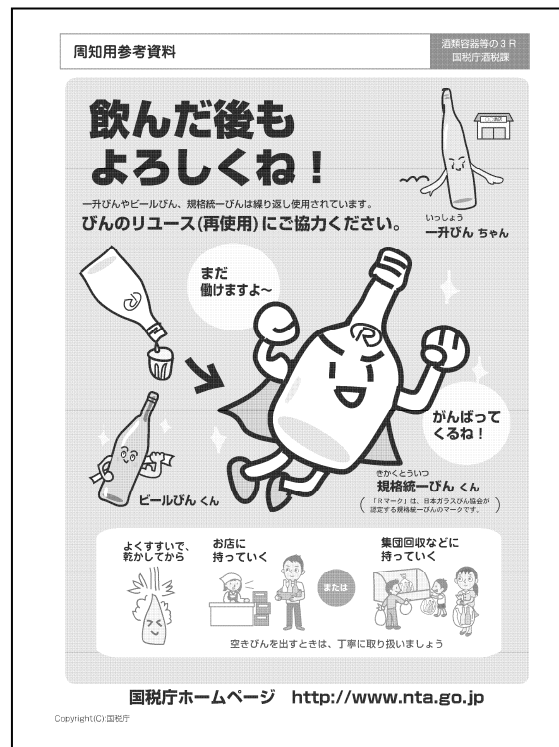
- ・ 大手しょうちゅう製造業者が、しょうちゅう用ペットボトルを軽量化しています。

◇ 色の混在するカレットを利用したエコボトルの採用（洋酒製造業者）

- ・ 大手洋酒製造業者が、「込みカレット」（色が混在したガラスくず）を原料とした果実酒用びんを使用しています。

◇ リサイクルの用途が多様な無色びんへの切り替え（洋酒製造業者）

- ・ 一部酒類製造業者及び酒類輸入業者（複数業者）が、果実酒用びんをリサイクルの用途が多様な無色びんへ切り換えています。



○ 3R（「さんアール」や「スリーアール」といわれます。）

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字のRのことで、循環型社会形成推進基本法においては、この順番が優先順位とされています。